

## 独立行政法人国立病院機構信州上田医療センターにおけるテレビカードシステム、 カードランドリーの設置・運営者の公募の公示

令和4年10月1日からの当院内における入院患者、外来患者（以下「患者等」という。）のためのテレビカードシステム、床頭台、コイン式ランドリー（以下「テレビカードシステム等」という。）の設置・運営者（以下「運営者」という。）を公募することとしますので、希望する者は次のとおり企画書及び貸付料等にかかる見積書（封書で封印。以下「見積書」という。）を提出願います。

令和4年8月10日

独立行政法人国立病院機構信州上田医療センター  
院長 藤森 実

### 1. 事業概要

#### (1) 事業名

独立行政法人国立病院機構信州上田医療センターにおけるテレビカードシステム等の設置・運営事業

#### (2) 運営内容

運営者は、院長が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当院と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、患者等のためのテレビカードシステム等の運営全般を実施する。

#### (3) 貸付(運営)期間

令和4年10月1日 ～ 令和9年9月30日（5年間）

本貸付契約は『定期建物賃貸借契約』を行うこととしているので、契約期間の満了をもって契約は終了し、更新はない。ただし、特別な事情等により、貸付（運営）期間満了の日の6ヶ月前までに書面をもって引き続き運営する意思表示がなされた場合であって、院長がこれを認める場合は、次期契約期間を1年間として再契約し、以降この方法により取り扱う。

### 2. 参加資格、選定基準及び評価基準

#### (1) 企画書及び見積書の提出者に要求される資格

独立行政法人国立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）及び独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約事務取扱細則」という。）の規程によるほか、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- ① 法人等を設立して5年以上経過しており、テレビカードシステム等について、各々良好な運営実績が3年以上あること。
- ② 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。

- ③ 不正及び不誠実な行為がないこと。
- ④ 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。

(2) 企画書及び見積書を特定するための評価基準（詳細については別紙）

- ①企画書の提出者の能力  
同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績
- ②テレビカードシステム等の運営能力  
運営方針・運営方法の妥当性、メンテナンス計画の妥当性、当該運営に対する取組意欲
- ③運営者からの提案  
企画の適格性、企画の創造性、企画の現実性
- ④賃貸料見積の妥当性

3. 手続等

(1) 担当課・係

〒386-8610 長野県上田市緑が丘1-27-21  
独立行政法人国立病院機構信州上田医療センター 事務部 企画課 業務班  
電話0268-22-1890（内線4373）

(2) 説明書の交付期間及び場所

①交付期間

令和4年8月9日(火)から同年8月25日(木)まで  
(ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日は除く。)

②交付場所

「(1)」に同じ

(3) 参加希望者の登録期限、場所及び方法

①登録期限

令和4年8月26日(金) 17時00分

②登録場所及び方法

「(1)」に同じ（別紙「応募申込書」を持参又は郵送）

(4) 企画書及び見積書の提出期限、場所及び方法

①提出期限

令和4年9月6日(火) 17時00分

②提出場所及び方法

「(1)」に同じ（持参又は郵送）

③プレゼンテーションの実施

日時は別途指示する 当院会議室 30分程度（準備～撤収含む）

(5) 見積書の開封

①日時

令和4年9月13日(火) 10時00分

②場所

信州上田医療センター第一会議室

③立会

原則として各競争参加者が立ち会うこととするが、やむを得ず立ち会うことができない場合、契約に直接関係のない職員が代理で立ち会う。

4. その他

(1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書及び見積書は、無効

(2) 契約書作成の要否 …… 要(定期建物賃貸借契約による予定)

(3) 企画書のヒアリング …… 必要に応じて実施

(4) 関連情報を入手するための窓口 …… 上記「3. (1)」に同じ

(5) 詳細は、入札説明書による